
第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の3.5及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和3年度に委員会が受けたあっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

2 審議・答申

令和3年度中、総務大臣からの諮問は行われず、答申を行った案件もなかった。

3 勧告

令和3年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者等相談窓口における相談

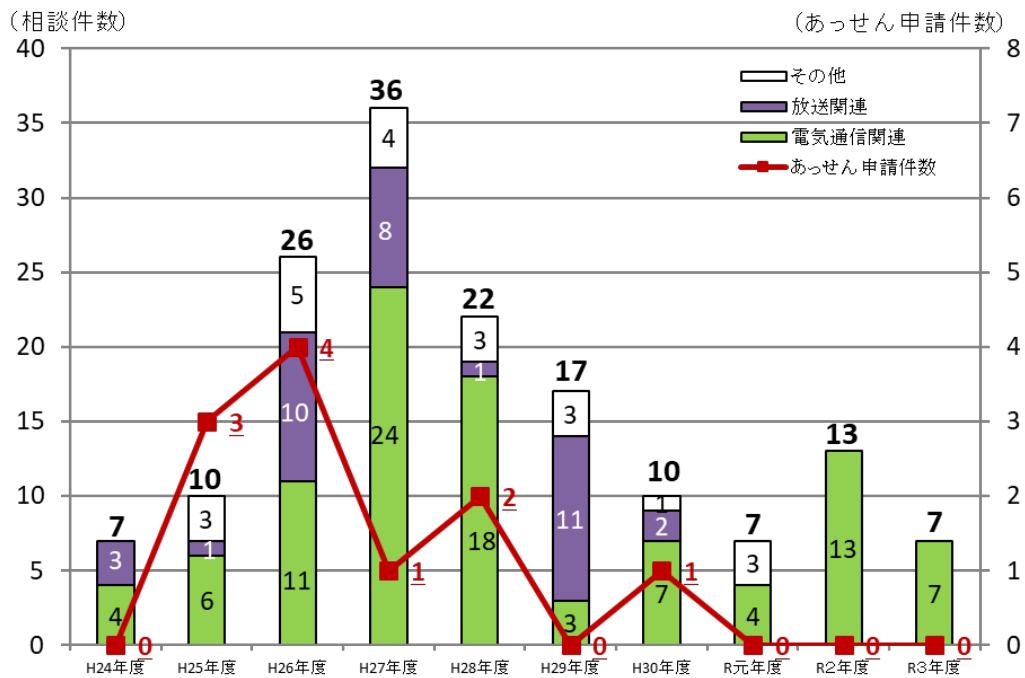
令和3年度においては、事業者等相談窓口において、7件の相談及び問合せを受けた（令和2年度は13件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数 ^{※1}
① 卸電気通信役務の提供	4件
② 3号事業者からの相談	1件
③ その他電気通信に係る契約 ^{※2}	2件
計	7件

※1 同一案件に係る複数回の相談を含む。

※2 現行の事業者間契約に基づく問題解決に関する相談など。

(参考) 相談件数 (平成24年度～令和3年度)



相談対応の結果については、事業者間協議を継続することとなったものが3件、他の相談窓口を紹介する等の対応を行ったものが4件となっている。